別表二の記載要領第１号中「「外国税額の控除額の計算」」を「「内国法人の外国税額の控除額の計算」」に改め、同第二号を同第三号とし、同第三号を同第四号とし、同第四号を同第五号とし、同第五号を同第六号とし、同記載要領に次の二号を加える。

５　「外国法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、外国法人が法第12条第３項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

６　「課税標準法人税額㉓－㉔㉕」の欄の記載に当たっては、「㉓－㉔」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

別表二付表の表中

「当期の個別控除対象外国法人税額（法人税申告書別表六の二(二)付表「１」）」	を
「連結控除限度個別帰属額（法人税申告書別表六の二(二)付表「９」）」	に、
「外」	
「２」	

を

「当期の個別控除対象外国法人税額（法人税申告書別表六の二(二)付表「１」又は別表六の二(二の二)付表「９」）」	を
「連結控除限度個別帰属額（法人税申告書別表六の二(二)付表「９」）」	に、
「当期の（法人税申」	
「２」	

に、

「差引個別控除対象外国法人税額（(1)－(2)＋（２の外書））」	を
「差引個別控除対象外国法人税額（(1)－(2)」	に、
「各連結法人の当期の個別調整国外所得金額の合計（各連結法人の(4)の合計）」	を
「各連結法人の当期の個別調整国外所得金額又は個別国外所得金額の合計（各連結法人の(4)の合計）」	と改め、同表

の記載要領を次のように改める。

「個別国外所得金額（法人税申告書別表六の二(二)付表「７」）」	を
「当期の個別調整国外所得金額又は個別国外所得金額（法人税申告書別表六の二(二)付表「11」又は別表六の二(二の二)付表「７」）」	に、
「連結控除限度個別帰属額（法人税申告書別表六の二(二)付表「９」又は別表六の二(二の二)付表「９」）」	を
「２」	

別表二付表　記載要領

この表は、連結親法人又は連結子法人が法第12条第２項の規定の適用を受ける場合に連結親法人又は各連結子法人ごとに記載し、その連結親法人又は連結子法人の法人名を「法人名」の欄の括弧の中に記載すること。

別表二の記載要領第四号㈠中「第42条の６第12項」を「第42条の６第７項」に改め、「、第42条の10第５項、第42条の11第５項」を削り、「第63条第１項」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第５項若しくは第42条の11第５項」を加え、「から第３号まで」を「若しくは第２号」に改める。

附　則

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　改正後の地方法人税法施行規則別表一から別表二付表までの書式は、平成二十八年四月一日以後に終了する課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第四十二号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）の一部及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第八号並びに第十一条並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号、第十二号及び第二十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月十五日

財務大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同条第三号中「まで又は第六項」を「まで」に改め、同号イ中「又は第六項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号ロ中「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同条第四号中「又は第七項から第九項まで」を削り、同号イ中「から第五項まで」を「又は第二項」に改め、同号ロ中「第四十二条の六第七項から第九項まで」を「第四十二条の六第三項から第五項まで」に、「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同条第五号中「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同条第六号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同号ロ中「又は第三項」を削り、「これら」を「同項」に、「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同条第七号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同号ロ中「又は第三項」を削り、「これら」を「同項」に、「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同条第八号中「第四十二条の十二第一項又は」を「第四十二条の十一の二第一項又は」に改め、同号イ中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十一の二第一項」に改め、同号ロ中「第四十二条の十二第二項」を「第四十二条の十一の二第二項」に、「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同条第九号中「第四十二条の十二の二第一項」を「第四十二条の十二第一項」に、「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同条第十七号を削り、同条第十六号を同条第十七号とし、同条第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十二号ロ中「法人税額超過額」を「調整前法人税額超過額」に改め、同号を同条第十三号とし、